岩手県ダンススポーツ連盟認定サークルの認定業務等に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟認定サークル規程（以下「ＪＤＳＦ認定サークル規程」という。）及び岩手県ダンススポーツ連盟規約（以下「規約」という。）第６条第１項の規定に基づき、本連盟に加盟するためのサークル認定基準及び加盟又は脱退の手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。

（サークル認定基準）

第２条　本連盟に加盟するためのサークル認定基準は、ＪＤＳＦ認定サークル規程に定めるほか、当該サークルを主たる所属認定サークルとしてＪＤＳＦへ会員登録をし、又はしようとするサークル構成員（以下「届出会員」という。）が原則として５名以上でなければならないものとする。ただし、これによりがたい場合であって、サークル認定委員会が認めた場合にあってはこの限りでない。

（サークル認定委員会の設置）

第３条　本連盟に、サークル認定業務に関する事務をつかさどるためサークル認定委員会（以下「認定委員会」という。）を設置する。

２　認定委員会の委員（以下「認定委員」という。）は、10 名以内で構成するものとし、その過半数は理事をもって充てるものとする。

３　認定委員は、総会において理事が選任された都度理事会において選任するものとする。

４　認定委員は、委員長及び副委員長を互選するものとする。

（サークル認定委員会の事務）

第４条　認定委員会の事務は、次のとおりとする。

(1)　ＪＤＳＦ認定サークル規程第 19 条第１項の規定による認定申請書の審査、認定報告書の作成及びＪＤＳＦへの報告に関すること。

(2)　ＪＤＳＦ認定サークル規程第 20 条第 3 項の規定による年度更新報告書の作成及びＪＤＳＦへの報告に関すること。

(3)　ＪＤＳＦ認定サークル規程第 22 条の規定による認定の取り消しに関すること。

(4)　その他、理事会が必要と認めたこと。

（サークル認定書）

第５条　会長は、ＪＤＳＦ認定サークル規程第 19 条又は第 20 条の規定によりＪＤＳＦからＪＤＳＦ認定サークル証が発行されたときは、これを交付するものとする。

（認定サークル登録料等）

第６条　認定サークルの登録料等は、次のとおりとする。

(1)　ＪＤＳＦ認定サークル規程第 21 条の規定によりＪＤＳＦが定める認定サークル登録料

(2)　本連盟が総会において別に定めるサークル加盟料

（認定申請内容の変更）

第７条　認定サークルは、ＪＤＳＦ認定サークル規程第 18 条第１項又は同第 20 条第 2 項の規定による提出書類の内容に変更が生じた場合にはその旨を変更前の提出書類の例により会長に提出するものとする。

２　会長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに理事会及びサークル認定委員会に報告するものとする。

（脱退手続）

第８条　認定サークルは、本連盟を脱退しようとするときはその旨を文書で会長に提出するものとする。

２　会長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに理事会及びサークル認定委員会に報告するものとする。

（会員のサークル間移籍）

第９条　移籍を希望する会員が、移籍前及び移籍後の両認定サークルの代表に所定の移籍届を提出したときは、当該サークルの代表者は速やかに退会手続き又は入会手続きを行い、その旨を文書で会長に届出るものとする。

２　前項の届出があったとき、会長は、速やかに会員移動処理を行うものとする。

（会員のサークル退会又は休会）

第 10 条　会員は、所属する認定サークルを退会し、又は休会するときは、当該認定サークルの代表に口頭又は書面にて届け出るものとする。

２　前項の届出があったとき、当該認定サークルの代表は、速やかにその旨を文書で会長に届出るものとする。

（補則）

第 11 条　この規程に定めのない事項は、理事会においてその都度定める。

附　則

１　この規程は、平成 10 年 11 月 29 日から施行する。

２　この規程施行の際に、日本アマチュアダンス協会規約（平成８年２月３日制定）が施行されていないときは、当該規約が施行されるまでの間、第８条中「日本ダンススポーツ連盟（以下「ＪＤＳＦ」という。）」とあるのは「日本アマチュアダンス協会（以下「ＪＡＤＡ」という。）」と、第９条及び第 14 条中「ＪＤＳＦ」とあるのは「ＪＡＤＡ」と、第 16 条中「ＪＤＳＦ会長」とあるのは「ＪＡＤＡ会長」と読み替えるものとする。

３　この規程施行の際に、旧岩手県社会人スポーツダンス協会に加盟しているサークルは、第２条第１項各号に掲げるサークル認定基準のいずれにも該当しているものとみなすものとする。

４　この規程施行の際に、旧岩手県社会人スポーツダンス協会に加盟しているサークル及び岩手県ダンススポーツクラブは、第９条に規定するサークル加盟料を納入したものとみなすものとする。

附　則

この規程は、平成１１年２月１４日から施行する。

附　則

この規程中、第２条第２項にかかる改正については平成１３年１月１日から、その他の改正部分については平成１３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１５年５月３日から施行する。

附　則

この規程は、平成１６年５月３日から施行する。

附　則

この規程は、平成２４年７月１３日から施行する。

【平成１３年の改正のポイント】

・　届出会員（他のサークルとの重複会員は除く。）を現行の 10 名から５名とする。この場合、代議員規程は従前通りとし１０名以上からでなければ代議員を派遣できない。この部分の改正については平成１３年１月１日から施行する。
・　サークル加盟料の徴収を平成１３年度から当分の間留保する。
・　会員登録料のうち、ＪＤＳＦ岩手の分を１２００円から７００円に変更する。
・　ＬＡＣＤをＡリーグに改める。
・　施行は、平成１３年４月１日からとする。

【平成１５年の改正のポイント】

・　高校生以下の会員登録料を半額（５００円）とするため、県の会員登録料を７００円から２００円に変更する。
・　高校生以下の選手登録料を２０００円とするため、県への還付額相当分（１５００円）を支援することとする。
・　これらの部分の改正については、施行の日以降の手続きから適用となる。

【平成１６年の改正のポイント】

- ＪＤＳＦが社団法人となったことに伴い、平成 15 年 10 月 4 日に本部のＪＤＳＦ認定サークル規程が改正された。
- 改正後の認定サークル規程は、従来からＪＤＳＦ岩手で運用していた（通称）サークル認定規程の内容と重複する部分が多く、全国的に整合性を図ることが望ましい。
- 今回、手続きの簡素化についても検討を加え全面的な改正をするものである。
- 届出会員（他のサークルとの重複会員は除く。）は「原則」として５名とし、会員倍増計画の観点からサークル認定委員会が認めた場合には例外も認めることとした。
- サークル加盟料については、会費の類であることから別途総会で定めるとした。
- 会員登録料については、平成 15 年 5 月 3 日の規約改正で総会で定めるとしていることから現行料金の額を別途総会で定めることとした。
- また、ＪＤＳＦ認定サークル規程第 8 条第 3 項の規定により認定サークルは代表を派遣し議決権を行使できるとされていることから、代議員規程も改正し、１０名以上から５名以上に変更することとした。
- ＤＳＣは認定サークルではなく、理事会で承認された加盟団体であることからこの規程から除外した。
- 施行は、平成１６年５月３日からとする。

【平成２４年の改正のポイント】

- ＪＤＳＦが平成 23 年に公益社団法人となったことに伴い、平成 24 年 5 月 6 日にＪＤＳＦ岩手の規約が全面改正された。
- この改正規約の条項に整合させるため所要の改正を行った。